

委 託 契 約 書 (案)

委託業務名 福島県庁舎外来駐車場運営管理業務委託
委託金額 金 円
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 円
委託期間 令和6年7月1日から令和11年6月30日まで
委託場所 福島市杉妻町14番1号
委託施設 福島市杉妻町14番1号に所在する福島県庁舎外来駐車場（以下、「外来駐車場」という。）
契約保証金

上記委託業務について、委託者 福島県（以下「甲」という。）、受託者 ○○○○○○○○○（以下「乙」という。）は、次の各条項により委託契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（委託業務の仕様等）

- 第1条 乙は、この契約書に定めるもののほか、福島県庁舎外来駐車場運営管理業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）に基づき、頭書の期間内に頭書の委託業務（以下「業務」という。）を甲の指定する監督員の指示に従い実施しなければならない。
- 2 乙は、頭書の委託料の額をもって頭書の委託期間内に委託業務を完了し、仕様書に定めのある成果品等（以下「成果品」という。）を甲に提出しなければならない。

（実施計画等）

- 第2条 乙は、業務の実施に当たっては、実施計画書等を提出し、あらかじめ甲の承認を得て計画的に実施するものとする。

（主任担当者の通知）

- 第3条 乙は、委託業務を主として担当する職員（以下「主任担当者」という。）を定め、その氏名及びその他必要な事項の通知をするものとする。主任担当者を変更したときも同様とする。
- 2 甲は、乙の主任担当者及び使用人のうち、委託業務の履行につき著しく不相当と認める者があるときは、乙に対してその交替、その他必要な措置を求めることができる。

（定期協議の実施）

- 第4条 甲及び乙は、委託業務が完了するまでの間、その進捗状況の報告、問題点の協議・解決、その他委託業務の履行のために必要な事項を協議するため、定期的に協議を行うものとする。なお、本協議の頻度等については、甲乙協議の上定める。

（業務報告）

- 第5条 乙は、甲に対し毎月10日（当該日が休日の場合は、その日後において最も近い

休日でない日)までに福島県庁舎外来駐車場運営管理業務月次報報告書(様式第1号)
(売上報告書・業務報告書)により業務の実施状況を報告しなければならない。

- 2 甲は、必要があると認めるときは、いつでも本業務の実施状況を乙に報告させ、または自らその状況を調査することができる。

(履行の確認及び補正)

第6条 甲は、前条の規定による業務報告その他の方法により、業務内容を確認しなければならない。

- 2 前項の確認の結果、乙の業務内容が適正を欠く場合は、甲は乙に対し速やかに業務内容の補正を命ずるものとする。
- 3 前項の補正に要する経費は乙の負担とし、当該補正に係る確認については第1項の規定を準用する。

(契約金額の支払)

第7条 甲は、契約金額を次により毎月支払うものとする。

円

- 2 乙は、業務内容について、前条の確認の結果適正であるとされたときには、請求書を甲に提出するものとする。
- 3 甲は、乙の適法な請求書を受理した日から30日以内に乙に支払うものとする。

(遅延利息)

第8条 甲は、正当な理由なく前条第3項の期間内に契約金額の全部又は一部を支払うことができないときは、期間満了の日の翌日から支払をする日までの日数に応じて当該未払代金に対し年2.5%の割合で計算した額(100円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。)を支払うものとする。

(第三者に対する賠償責任及び免責事由)

第9条 委託契約期間内に乙又は乙の従事者の責に帰すべき事由により、第三者の自動車に損害を与えた場合、もしくは全自動駐車場システム機器に起因して第三者の身体または財物に損害を与えた場合、乙はその賠償責任を負う。ただし、次の各号に起因する損害については、乙は賠償の責任を負わないものとする。

- (1) 天災地変、暴動、その他不可抗力による損害
- (2) 駐車場施設の所有または使用に起因して、第三者の身体・生命を害しまたは財物を損壊した場合の損害

(業務内容の変更等)

第10条 甲は、必要と認めるときには、委託業務の内容を変更し、又は一時中止させることができる。この場合において、委託料の金額又は履行期限を変更する必要があるときは、甲及び乙が協議して書面によりこれを定める。

- 2 前項の場合において、乙が損害を受けたときには、乙は甲に対して損害の賠償を請求

することができる。この場合の賠償額については、甲及び乙が協議してこれを定める。

(契約の解除)

第11条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 乙の責に帰すべき事由により乙が業務の履行を継続できる見込みがないと認められるとき。
 - (2) 契約で定める着手時期を過ぎても着手しないとき。
 - (3) 乙が解除を申し出たとき。
 - (4) 乙が契約に違反し、その違反によって契約の目的を達することができないとき、又はそのおそれがあるとき。
 - (5) 乙が暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。)又は暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。)が経営に実質的に関与していると認められる者若しくは社会的非難関係者(福島県暴力団排除条例施行規則(平成23年福島県公安委員会規則第5号)第4条各号に該当する者)に契約代金債権を譲渡したとき。
 - (6) 乙が次のいずれかに該当するとき。
 - ア 役員等(乙が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、乙が法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。)が暴力団又は暴力団員であると認められるとき。
 - イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。
 - ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。
 - オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - カ 下請契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - キ 乙が、アからオまでのいずれかに該当する者を下請契約その他の契約の相手方としていた場合(カに該当する場合を除く。)に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。
- 2 前項の規定によりこの契約の全部又は一部が解除されたときは、乙は、違約金として契約金額又は契約解除部分相当額の10分の1の額を甲に納付しなければならない。
- 3 甲は、第1項に定めるもののほか、この契約を必要としない事由が生じたときは、乙

に対し30日前までに書面で解除の通知をしたうえで契約を解除することができる。

- 4 甲は第1項及び第2項に定めるもののほか、翌年度以降の甲の歳出予算において、乙に支払うべき代金のための予算が減額され、又は削除されたときはこの契約を解除することができる。
- 5 前項の規定により、乙が損害を受けたときは、乙は甲に対して損害の賠償を請求することができる。この場合の損害額については、甲乙協議して定める。
- 6 乙は正当な理由があるときは、あらかじめ甲の承認を得て、この契約を解除することができる。

(業務の引継)

- 第12条 乙は、委託期間終了後又は第11条に規定する契約解除後において、外来駐車場の運営管理が遅滞なく円滑に実施されるよう、甲が定める期間内に、甲又は甲が指定した者に対して業務の引継を行わなければならない。
- 2 甲は、委託期間の終了に先立ち、乙に対して、甲又は甲が指定する者による管理物件の視察等必要な申出を行うことができるものとする。
 - 3 乙は、甲から前項の申出を受けた場合は、合理的な理由のあるときを除いてその申出に応じなければならない。

(権利義務の譲渡等の禁止)

- 第13条 甲及び乙は、事前に相手方による書面による承諾を得ることなく、本契約により発生する権利及び義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、又は引き受けさせてはならないものとする。

(談合による損害賠償)

- 第14条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、第11条に規定する契約の解除をするか否かを問わず、賠償金として、契約金額の10分の2に相当する額を請求し、乙はこれを納付しなければならない。ただし、第1号又は第2号までのうち命令の対象となる行為が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第2条第9項の規定に基づく不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項で規定する不当廉売に当たる場合その他甲が特に認める場合はこの限りでない。
- (1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第49条の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
 - (2) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第62条第1項の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
 - (3) 乙（乙が法人の場合にあってはその役員又はその使用人）に対し、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。
- 2 前項の規定は、この契約の履行が完了した後においても適用するものとする。なお、甲が受けた損害額が前項の規定により計算した賠償金の額を超える場合において、甲は、その超過分に対して賠償を請求することができるものとし、乙はこれに応じなければな

らない。

(名義変更の届出)

第15条 乙は、その代表者に変更があったときは、甲にその旨を届け出なければならない。

(秘密の保持)

第16条 乙は、業務遂行上知り得た甲又は甲の関係者の秘密を第三者に漏らしてはならない。

(個人情報の保護)

第17条 乙は、この契約による業務を行うため個人情報を取り扱うに当たっては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

(契約外の事項)

第18条 この契約に定めのない事項及びこの契約に定める事項に関する疑義については、必要に応じ甲、乙協議のうえ定めるものとする。

(紛争の解決方法)

第19条 前条の規定による協議が整わない場合、この契約に関する一切の紛争に関しては、甲の所在地を管轄とする裁判所を管轄裁判所とする。

上記契約の証として本書2通を作成し、記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

令和6年 月 日

委託者(甲) 住所 福島県福島市杉妻町2番16号
氏名 福島県
福島県知事 内堀雅雄

受託者(乙) 住所
氏名

別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。なお、この契約が終了した後においても、同様とする。

2 乙は、業務に従事している者に対し、当該業務に関して知り得た個人情報をその在職中及び退職後においてみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど個人情報の保護に関して必要な事項を周知させるものとする。

(収集の制限)

第3 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第4 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(安全管理措置)

第5 乙は、甲より個人情報の取扱いの委託を受けた場合、行政機関等と同様の安全管理措置を講ずる必要があることから、業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）」に基づき必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(複写・複製の禁止)

第6 乙は、甲の承諾があるときを除き、業務を行うために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(作業場所の指定等)

第7 乙は、業務のうち個人情報を取り扱う部分（以下「個人情報取扱事務」という。）について、甲の指定する場所で行わなければならない。

2 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、前項の場所から業務に関し取り扱う個人情報が記録された資料等を持ち出してはならない。

(資料等の返還等)

第8 乙は、業務を行うために甲から提供を受け、又は自らが収集した個人情報が記録された資料等をこの契約の終了後直ちに甲に返還し、若しくは引き渡し、又は消去し、若しくは廃棄しなければならない。ただし、甲が別に指示したときは、この限りでない。

2 乙は、前項の規定により電子記録媒体に記録された個人情報を消去又は廃棄する場合は、当該個人情報が復元できないように確実に消去又は廃棄しなければならない。

3 乙は、第1項の規定により個人情報を消去又は廃棄した場合は、当該個人情報の消去又は廃棄を行った日時、担当者名及び方法を記載した報告書を甲に提出し、確認を受けなければならない。

(事故発生時における報告等)

第9 乙は、個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の事態及びこの契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告しなければならない。

2 乙は、前項により報告を行う場合には、併せて被害の拡大防止等の必要な措置を講じるとともに、情報漏えい等に係る対応について甲の指示に従うものとする。

(調査監督等)

第10 甲は、乙における契約内容の遵守状況等について実地に調査し、又は乙に対して必要な報告を求めるなど、乙の個人情報の管理について必要な監督を行うことができる。

2 乙は、前項における報告について、甲が定期的な報告を求める場合にはこれに応じなければならない。

(指示)

第11 甲は、乙が業務に関し取り扱う個人情報の適切な管理を確保するために必要な指示を行うことができる。

(再委託の禁止)

第12 乙は、甲の承諾があるときを除き、個人情報取扱事務を第三者（再委託先が子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合を含む。以下次項において同じ。）に委託してはならない。

2 乙は、甲の承諾に基づき個人情報取扱事務を第三者に委託するときは、この契約により乙が負う個人情報の取扱いに関する義務を再委託先にも遵守させなければならない。

(労働者派遣契約)

第13 乙は、保有個人情報の取扱いに係る業務を派遣労働者によって行わせる場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。

(損害賠償)

第14 乙又は乙の従事者（乙の再委託先及び乙の再委託先の従事者を含む。）の責めに帰すべき事由により、業務に関する個人情報の漏えい、不正利用、その他の事故が発生した場合、乙はこれにより第三者に生じた損害を賠償しなければならない。

2 前項の場合において、甲が乙に代わって第三者の損害を賠償した場合には、乙は遅滞なく甲の求償に応じなければならない。

(契約解除)

第15 業務に関する個人情報について、乙による取扱いが著しく不適切であると甲が認めるときは、甲はこの契約の全部又は一部を解除することができる。この場合の違約金は契約書本文の定めるところによる。

様式第1号

令和 年 月 日

福島県知事 あて

受託者 住所
商号又は名称
代表者・職氏名

福島県庁舎外来駐車場運営管理業務月次報告書

年 月分については、次のとおりであるので報告します。

記

- 1 使用料収納金額
合計 円 詳細は別紙「売上報告書」のとおり
- 2 業務報告
詳細は別紙「業務報告書」のとおり
- 3 その他